

せいり ばんごう 整理番号	4-7-1	そうだん 相談レベル	3
ぶん らい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格&手続き		
こう むく 項目	かぞく しぼう 家族が死亡したとき		
ない よう 内容	しぼうとどけ 死亡届		

そうだんしゃ 相談者	かぞく しぼう ぎょうせい てつづき おし 家族が死亡したときの行政などへの手続を教えてください。		
かいどうしゃ 回答者	しぼう た あ いし か しぼう しんだんしょ げんそく ゆうりょう てんぷ しぼう じじつ 死亡に立ち会った医師の書いた死亡診断書(原則有料です)を添付して、死亡の事実を し ひ にち いない とどけでにん きょじゅうち こじん しぼう ち しく ちょうそん しぼうとどけ 知った日から7日以内に、届出人の居住地または故人の死亡地の市区町村に死亡届を ていしゅつ ていせき こく ほうりつ もと てつづき おこな ひつよう 提出します。あわせて、国籍国の法律に基づいた手続も行ってください。このほかに必要 な手続は、 てつづき ○ 勤務先での死亡退職金や社会保険の手続 きんむさき しぼう たいしよくきん しゃかい ほけん てつづき ○ 市区町村での国民年金や国民健康保険の葬祭費の手続 しく ちょうそん こくみんねんきん こくみんけんこう ほけん そうさい ひ てつづき ○ 生命保険や預貯金の請求や名義変更 せいめいほけん よちよきん せいきゆう めいぎ へんこう ○ 14日以内に外国人登録証明書を居住地市区町村に返納 にち いない がいこくじん どうろく しやうめいしょ きょじゅうち しく ちょうそん へんのう ⇒ ざいにちたいしかん りやうじかん 在日大使館&領事館 13-3-6へ		

せいり ばんごう 整理番号	4-7-2	そうだん 相談レベル	3
ぶん らい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格&手続き		
こう むく 項目	かぞく しぼう 家族が死亡したとき		
ない よう 内容	したい かそう きよか 死体火葬許可		

そうだんしゃ 相談者	いたい かそう てつづき 遺体を火葬するための手続はありますか？		
かいどうしゃ 回答者	しぼうとどけ しく ちょうそん ていしゅつ かそう きよかしや どうがい かそう きよかしや きよかしや 死亡届を市区町村に提出すると、火葬の許可証がもらえます。当該火葬許可書を許可 きさい かそうば ていしゅつ いたい ほんこく いそう 書に記載された火葬場に提出すると遺体を火葬することができます。遺体を本国へ移送 てつづき たいへん こうがく いそう ひ きぼう ぼあい みにぞくだんたい そう することは手続も大変で高額な移送費がかかります。希望される場合は、民族団体や葬 儀社とご相談ください。 おも みにぞくだんたい がいこくじん ⇒ 主な民族団体・外国人コミュニティ 13-9-4へ		

せいり ばんごう 整理番号	4-7-3	そうだん 相談レベル	2
ぶん らい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格&手続き		
こう むく 項目	かぞく しぼう 家族が死亡したとき		
ない よう 内容	そうぎ ぼち 葬儀・墓地		

そうだんしゃ 相談者	そうぎ ぼち 葬儀や墓地はどうしたらよいのでしょうか？		
かいどうしゃ 回答者	そうぎ こくべつしき みにぞく しゅうじょう おお こと にほん ぼち のうこつどう しよう 葬儀や告別式は民族や宗教によって大きく異なります。日本で墓地や納骨堂を使用す ることも可能ですが、墓地や納骨堂毎に使用の条件が異なりますので、内容をよく確認 かこう ぼち のうこつどうごと しよう じょうけん こと ないよう かくにん してください。高額であったり、空気がなかったりします。民族団体、教会、葬儀社などと よく相談してください。 おも みにぞくだんたい がいこくじん ⇒ 主な民族団体・外国人コミュニティ 13-9-4へ がいこくご じっし きょうかい じいん ⇒ 外国語ミサ実施キリスト教会、モスク、寺院 13-9-5へ		